

# 大会研究発表に関する規程

## (本規程の目的)

第1条 本規程は、日本保育者養成教育学会の大会において会員が研究発表を適正に行い、正式発表と認定されるための条件および規則を定める。

## (発表申し込みとその受理)

第2条 大会での発表を申し込む者は、正会員であり、かつ所定の期日までにその年度の年会費を納入済でなければならない。ただし、本学会との学術交流協定に基づき発表する者はその限りではない。

2 大会で発表する者は、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 大会で発表する者は、筆頭・連名を問わず、大会実行委員会が指定する期日までに発表申し込みをしなければならない。
- (2) 大会で発表する者は、筆頭・連名を問わず、大会参加費を大会実行委員会が指定する期日までに納入しなければならない。
- (3) 筆頭発表者は大会実行委員会が指定する期日までに要旨集の原稿を提出しなければならない。
- (4) 上記の条件が満たされない場合は、発表申し込みは受理されない。また、受理が取り消される。
- (5) なお、特別に配慮すべき事情があると会長が認める場合は、事前に大会実行委員会に申し出て、その許可を得ることにより、期日後に納入することができる。

## (発表研究の条件)

第3条 発表研究は、大会での発表時において未発表であるものに限る。すでに印刷製本して公表された研究(単行本、学会誌、紀要[大学、研究会、園等]、雑誌等に発表されたもの)は、当学会において発表することはできない。

## (発表に関する制約)

第4条 筆頭発表は、口頭発表・ポスター発表のいずれかで1人1件に限る。ただし、連名発表者となる場合は、筆頭発表を含めて口頭発表・ポスター発表を合わせて3件まで認められる。同一研究グループ内で発表者を分散させるなどして、複数の発表をする場合も、実質上同一研究グループによる研究である限り、3件を超える発表はできない。

2 同一の内容と認められる発表については、2件まで認められる。

## (発表の成立条件)

第5条 ポスター発表は、「ポスターでの発表」「質疑応答への参加」「要旨集への要旨の掲載」の全ての条件を満たすことで正式発表と認められる。また、発表者は「発表説明責任時間」の間、自分のポスター掲示場所に在席していなければならない。かつ、ポスターは所定の時間掲示されなければならない。

- 2 口頭発表は、「口頭での発表」「討論への参加」「要旨集への要旨の掲載」の全ての条件を満たすことで正式発表と認められる。また、発表者は分科会終了前に退席することはできない。
- 3 発表者は、分科会開始前に分科会会場での受付を済ませ、その会場にて待機しなければならない。
- 4 研究発表の際、筆頭発表者は必ず分科会に出席しなければならない。
- 5 研究発表の際、原則として連名発表者全員が分科会に出席しなければならない。
- 6 筆頭発表者がやむをえない理由で発表ができなくなった場合、事前に大会実行委員会の承認を得ることで、連名発表者（他の発表で筆頭発表者となっていない者）が筆頭発表者となることのできる（筆頭発表者の交代）。

（研究発表の認定と取り消し）

- 第6条 すべての研究発表の終了後、会長の推薦を経て理事会の承認を得た若干名の委員で構成された研究発表認定委員会が、すべての発表について前条の規定を遵守しているか否かを確認する。その結果、前条の規定を遵守していると認められた発表のみ、正式発表と認定する。前条の規定に反することが確認された発表は「発表取り消し」とされる。
- 2 筆頭発表者が無断で欠席した場合は「発表取り消し」とされる。事前に欠席を届け出た場合は「発表取り下げ」となる。
  - 3 「発表取り消し」と「発表取り下げ」については、公示するとともに、当該者に対して通知することとする。

（改廃）

第7条 本規程の改廃は理事会が行う。

◇付 則

本規程は、平成30年12月1日から施行する。